

令和2年度「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務委託 募集要項

西京区における市民主体，または市民・行政協働によるまちづくり活動の一層の活性化の支援を行う「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務委託について，公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので，次のとおり企画提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和2年度「未来の西京まち結び～みらまち結び～」事業に係る企画・運営等業務委託

(2) 業務の内容

別添委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和3年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 応募資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては，参加申請時において，京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 本市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては，応募申請時現在にて，引き続き1年以上営業等を行っており，かつ，納税義務者にあつては，消費税及び地方消費税，市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去5年以内に本業務と類似するまちづくり事業（住民主体で運営するイベント等の企画支援，人材・団体のネットワークづくり等）の企画立案等の業務を実施した実績があること。
- (5) 上記(4)の業務実績を有する業務責任者を配置できること。

3 募集期間

令和2年7月1日（水）から令和2年7月15日（水）まで

4 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次に掲げる書類を各10部提出すること。

ア 企画提案書【様式1】

イ 受託希望金額に関する見積書及び内訳書

(様式任意。ただし、見積金額の合計は1(4)に掲げる金額を上限とする。)

ウ 事業者の概要(業務体制、営業内容等)がわかる資料(様式任意)

エ 過去5年以内に実施した、本業務と類似する業務の概要がわかる資料

(様式任意。ただし、1つの業務につき2ページ以内とする。)

※ ア～エの書類は全てA4サイズで作成・印刷すること。

※ 提出された書類は、返却しない。また、選定審査以外の目的には使用しない。

(2) 提出期限

令和2年7月15日(水)

(3) 提出方法

応募書類は、郵送又は持参により提出すること。

持参する場合は、平日の午前9時から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)とし、郵送の場合は提出期限内に必着とする。

(4) 提出先

〒615-8522

京都市西京区上桂森下町25-1

西京区役所地域力推進室(まちづくり推進担当:木村,茶園)

電話:075-381-7197

FAX:075-391-0583

Eメール:nishikyo-machi@city.kyoto.lg.jp

5 募集内容等に係る質問

(1) 受付期限

令和2年7月7日(火)午後4時30分

(2) 質問方法

質問票【様式2】を郵送、持参、FAX又はEメールで提出すること。

(3) 提出先

4(4)に同じ。

受け付けた質問には、令和2年7月10日(金)までに回答する。

6 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

令和2年7月21日（火）

(2) 実施場所

別途通知する。（西京区役所内の会議室を予定）

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、事業実施責任者が行うこと。

イ 参加人数は3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの実施時間は、20分以内とし、企画提案の説明時間は、10分程度、当区からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。

エ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

オ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。

カ プレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、事前に申し出ること。

7 審査・決定等

(1) 審査及び選定方法

提出された応募書類に基づき、当区が開催する審査会において、別に定める審査要領により提案内容を審査する。

(2) 結果の通知及び公表

審査による選定結果、参加した事業者、評価点等は、企画提案書を提出した応募者に対し、文書により通知するとともに、ホームページで公表する。

8 委託契約

(1) 成果物

ア 業務実施報告書 一式

イ 本業務で取得又は作成した資料 一式

ウ 上記ア、イに係る電子データ（DVD-R）

エ その他西京区長が必要と求める資料

(2) 委託料の支払い

委託業務に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額を支払う。

委託料の支払いは、委託業務等の終了の後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(3) その他

- ア 契約後において提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- イ 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。当該事業の一部を委託する場合は、当区と事前に協議するものとする。
- ウ 本業務の実施により得られた成果は、当区に帰属する。
- エ 受託者は、本業務の遂行に当たっては、適宜、当区と打合せを行い、業務の進行状況の報告等を行う。
- オ 受託者は、個人情報を適切に管理するとともに、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは、業務委託終了後についても同様とする。